



福島医発第82号(地)
平成25年 4月 6日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行等について

標記の件につきまして、厚生労働省健康局結核感染症課長より日本医師会を通して別紙のとおり通知がありました。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令が平成25年3月7日に公布され、4月1日から施行されています。

今回の改正は、①五類感染症の対象疾病について、侵襲型インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症を追加すること、これに伴い、細菌性髄膜炎からこれらの疾病を除くとともに、髄膜炎菌性髄膜炎を削除すること、②追加される3疾病については全数把握対象疾患とする（細菌性髄膜炎については引き続き定点把握対象疾患とする）ものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただき、貴会会員へ周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

(地Ⅲ230)

平成25年3月11日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行等について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令が平成25年3月7日公布され、4月1日から施行されることとなり、厚生労働省健康局長より各都道府県知事等宛別添の通知がなされ、本会に対して周知方依頼がまいりました。

今回の改正は、①五類感染症の対象疾病について、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症を追加すること、これに伴い、細菌性髄膜炎からこれらの疾病を除くとともに、髄膜炎菌性髄膜炎を削除すること、②追加される3疾病については全数把握対象疾患とする（細菌性髄膜炎については引き続き定点把握対象疾患とする）ものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。



健感発0307第1号
平成25年3月7日

社団法人 日本医師会
感染症危機管理対策室長
小森 貴 殿

厚生労働省健康局
結核感染症課長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正
する省令の施行等について

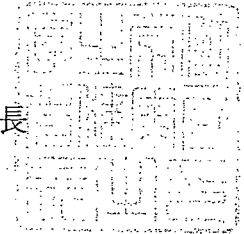
標記について、今般、別添（写）のとおり、厚生労働省健康局長より各都道府県知
事、政令市市長及び特別区区長あて通知したところであります。
つきましては、都道府県医師会及び貴会会員への周知について、特段のご配慮方よ
ろしくお願いいたします。



健発第0307第1号
平成25年3月7日

都道府県知事
各 政令市市長 殿
特別区区长

厚生労働省健康局長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について（施行通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第23号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成25年4月1日から施行されるところであるが、その改正の概要等は下記のとおりであり、貴職におかれては、内容を御了知の上、関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正省令の概要

(1) 五類感染症の対象疾病

- 五類感染症の対象疾病について、以下の疾病を追加する。

- ① 侵襲性インフルエンザ菌感染症
- ② 侵襲性髄膜炎菌感染症
- ③ 侵襲性肺炎球菌感染症

- ①、②及び③の疾病の追加に伴い、これらの疾病との重複を避けるため、細菌性髄膜炎からこれらの疾病を除くとともに、髄膜炎菌性髄膜炎を削除する。

(2) 全数把握対象疾患及び定点把握対象疾患

侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症及び侵襲性肺炎球菌感染症については全数把握対象疾患とする。（細菌性髄膜炎については引き続き定点把握対象疾患とする。）

2 施行期日

平成25年4月1日

3 感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正

感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号）について別添新旧対照表のとおり改める。

この実施要綱の改正は、平成25年4月1日から施行する。

感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

新	旧
感染症発生動向調査事業実施要綱	感染症発生動向調査事業実施要綱
第 1 (略)	第 1 (略)
第 2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。	第 2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。
1 全数把握の対象 一類感染症 (略)	1 全数把握の対象 一類感染症 (略)
二類感染症 (略)	二類感染症 (略)
三類感染症 (略)	三類感染症 (略)
四類感染症 (略)	四類感染症 (略)
五類感染症 (全数) (61)アメーバ赤痢、(62)ウイルス性肝炎 (E 型肝炎及び A 型肝炎を除く)、(63)急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)、(64)クリプトスポリジウム症、(65)クロイツフェルト・ヤコブ病、(66)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(67)後天性免疫不全症候群、(68)ジアルジア症、(69)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(70)侵襲性髄膜炎菌感染症、(71)侵襲性肺炎球菌感染症、(72)先天性風しん症候群、(73)梅毒、(74)破傷風、(75)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(76)バンコマイシン耐性腸球菌感染、(77)風しん、(78)麻しん	五類感染症 (全数) (61)アメーバ赤痢、(62)ウイルス性肝炎 (E 型肝炎及び A 型肝炎を除く)、(63)急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)、(64)クリプトスポリジウム症、(65)クロイツフェルト・ヤコブ病、(66)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(67)後天性免疫不全症候群、(68)ジアルジア症、(69)髄膜炎菌性髄膜炎、(70)先天性風しん症候群、(71)梅毒、(72)破傷風、(73)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(74)バンコマイシン耐性腸球菌感染、(75)風しん、(76)麻しん
新型インフルエンザ等感染症 (105)新型インフルエンザ、(106)再興型インフルエンザ	新型インフルエンザ等感染症 (103)新型インフルエンザ、(104)再興型インフルエンザ

新	旧
2 定点把握の対象 五類感染症（定点） <u>(79)</u> R S ウイルス感染症、<u>(80)</u> 咽頭結膜熱、<u>(81)</u> A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、<u>(82)</u> 感染性胃腸炎、<u>(83)</u> 水痘、<u>(84)</u> 手足口病、<u>(85)</u> 伝染性紅斑、<u>(86)</u> 突発性発しん、<u>(87)</u> 百日咳、<u>(88)</u> ヘルパンギーナ、<u>(89)</u> 流行性耳下腺炎、<u>(90)</u> インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）、<u>(91)</u> 急性出血性結膜炎、<u>(92)</u> 流行性角結膜炎、<u>(93)</u> 性器クラミジア感染症、<u>(94)</u> 性器ヘルペスウイルス感染症、<u>(95)</u> 尖圭コンジローマ、<u>(96)</u> 淋菌感染症、<u>(97)</u> クラミジア肺炎（オウム病を除く）、<u>(98)</u> 細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く）、<u>(99)</u> ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、<u>(100)</u> マイコプラズマ肺炎、<u>(101)</u> 無菌性髄膜炎、<u>(102)</u> メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、<u>(103)</u> 薬剤耐性アシネトバクター感染症、<u>(104)</u> 薬剤耐性緑膿菌感染症 法第 14 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 <u>(107)</u> 摂氏 38 度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）若しくは<u>(108)</u> 発熱及び発しん又は水疱（ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。） 3 （略） 第 3 ～ 第 4 （略）	2 定点把握の対象 五類感染症（定点） <u>(77)</u> R S ウイルス感染症、<u>(78)</u> 咽頭結膜熱、<u>(79)</u> A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、<u>(80)</u> 感染性胃腸炎、<u>(81)</u> 水痘、<u>(82)</u> 手足口病、<u>(83)</u> 伝染性紅斑、<u>(84)</u> 突発性発しん、<u>(85)</u> 百日咳、<u>(86)</u> ヘルパンギーナ、<u>(87)</u> 流行性耳下腺炎、<u>(88)</u> インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）、<u>(89)</u> 急性出血性結膜炎、<u>(90)</u> 流行性角結膜炎、<u>(91)</u> 性器クラミジア感染症、<u>(92)</u> 性器ヘルペスウイルス感染症、<u>(93)</u> 尖圭コンジローマ、<u>(94)</u> 淋菌感染症、<u>(95)</u> クラミジア肺炎（オウム病を除く）、<u>(96)</u> 細菌性髄膜炎、<u>(97)</u> ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、<u>(98)</u> マイコプラズマ肺炎、<u>(99)</u> 無菌性髄膜炎、<u>(100)</u> メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、<u>(101)</u> 薬剤耐性アシネトバクター感染症、<u>(102)</u> 薬剤耐性緑膿菌感染症 法第 14 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 <u>(105)</u> 摂氏 38 度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）若しくは<u>(106)</u> 発熱及び発しん又は水疱（ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。） 3 （略） 第 3 ～ 第 4 （略）

新	旧
第 5 事業の実施 1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症 (略) 2 全数把握対象の五類感染症 (1) 調査単位及び実施方法 ア (略) イ 保健所 ① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また保健所は、第 2 の (61)、(63)、(65)、(66)、(67)、(69)、<u>(72)、(74)、(75)、(76)、(77)</u>又は<u>(78)</u>の患者を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検体票を添付して依頼するものとする。 ② (略) ウ～キ (略) 3 定点把握対象の五類感染症 (1) (略) (2) 定点の選定 ア 患者定点 定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。 ① 対象感染症のうち、第 2 の <u>(79)</u>から<u>(89)</u>までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定すること。	第 5 事業の実施 1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症 (略) 2 全数把握対象の五類感染症 (1) 調査単位及び実施方法 ア (略) イ 保健所 ① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また保健所は、第 2 の (61)、(63)、(65)、(66)、(67)、(69)、(70)、<u>(72)、(73)、(74)、(75)</u>又は<u>(76)</u>の患者を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検体票を添付して依頼するものとする。 ② (略) ウ～キ (略) 3 定点把握対象の五類感染症 (1) (略) (2) 定点の選定 ア 患者定点 定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。 ① 対象感染症のうち、第 2 の <u>(77)</u>から<u>(87)</u>までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定すること。

新

小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。
この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、
②のインフルエンザ定点として協力するよう努めること

保健所管内人口	定点数
～3万人	1
3万人～7.5万人	2
7.5万人～	$3 + (\text{人口} - 7.5 \text{万人}) / 5 \text{万人}$

② 対象感染症のうち、第2の(90)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とすること。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	1
7.5万人～12.5万人	2
12.5万人～	$3 + (\text{人口} - 12.5 \text{万人}) / 10 \text{万人}$

なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点と異なり、入院患者に限定されることに留意すること。

旧

小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。
この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、
②のインフルエンザ定点として協力するよう努めること。

保健所管内人口	定点数
～3万人	1
3万人～7.5万人	2
7.5万人～	$3 + (\text{人口} - 7.5 \text{万人}) / 5 \text{万人}$

② 対象感染症のうち、第2の(88)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とすること。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	1
7.5万人～12.5万人	2
12.5万人～	$3 + (\text{人口} - 12.5 \text{万人}) / 10 \text{万人}$

なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点と異なり、入院患者に限定されることに留意すること。

新	旧																								
③ 対象感染症のうち、第2の(91)及び(92)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定すること。眼科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。 <table> <tr> <th>保健所管内人口</th><th>定点数</th></tr> <tr> <td>～12.5万人</td><td>0</td></tr> <tr> <td>12.5万人～</td><td>$1 + (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 15\text{万人}$</td></tr> </table> ④ 対象感染症のうち、第2の(93)から(96)に掲げるものについては、産婦人科若しくは産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科又は泌尿器科若しくは皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定すること。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。 <table> <tr> <th>保健所管内人口</th><th>定点数</th></tr> <tr> <td>～7.5万人</td><td>0</td></tr> <tr> <td>7.5万人～</td><td>$1 + (\text{人口} - 7.5\text{万人}) / 13\text{万人}$</td></tr> </table> ⑤ 対象感染症のうち、第2の(97)から(104)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定すること。	保健所管内人口	定点数	～12.5万人	0	12.5万人～	$1 + (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 15\text{万人}$	保健所管内人口	定点数	～7.5万人	0	7.5万人～	$1 + (\text{人口} - 7.5\text{万人}) / 13\text{万人}$	③ 対象感染症のうち、第2の(89)及び(90)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定すること。眼科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。 <table> <tr> <th>保健所管内人口</th><th>定点数</th></tr> <tr> <td>～12.5万人</td><td>0</td></tr> <tr> <td>12.5万人～</td><td>$1 + (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 15\text{万人}$</td></tr> </table> ④ 対象感染症のうち、第2の(91)から(94)に掲げるものについては、産婦人科若しくは産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科又は泌尿器科若しくは皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定すること。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。 <table> <tr> <th>保健所管内人口</th><th>定点数</th></tr> <tr> <td>～7.5万人</td><td>0</td></tr> <tr> <td>7.5万人～</td><td>$1 + (\text{人口} - 7.5\text{万人}) / 13\text{万人}$</td></tr> </table> ⑤ 対象感染症のうち、第2の(95)から(102)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定すること。	保健所管内人口	定点数	～12.5万人	0	12.5万人～	$1 + (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 15\text{万人}$	保健所管内人口	定点数	～7.5万人	0	7.5万人～	$1 + (\text{人口} - 7.5\text{万人}) / 13\text{万人}$
保健所管内人口	定点数																								
～12.5万人	0																								
12.5万人～	$1 + (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 15\text{万人}$																								
保健所管内人口	定点数																								
～7.5万人	0																								
7.5万人～	$1 + (\text{人口} - 7.5\text{万人}) / 13\text{万人}$																								
保健所管内人口	定点数																								
～12.5万人	0																								
12.5万人～	$1 + (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 15\text{万人}$																								
保健所管内人口	定点数																								
～7.5万人	0																								
7.5万人～	$1 + (\text{人口} - 7.5\text{万人}) / 13\text{万人}$																								

新	旧
イ 病原体定点 病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、病原体定点を選定する。この場合においては、次の点に留意する。 ① (略) ② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(80)、(81)、(82)、(84)、(87)、(88)及び(89)を対象感染症とすること。 ③ アの②により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点として、第2の(90)を対象感染症とすること。 ④ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の(91)及び(92)を対象感染症とすること。 ⑤ アの⑤により選定された患者定点は、全て基幹病原体定点として、第2の(98)及び(101)を対象感染症とすること。 3) 調査単位等 ア 患者情報のうち、(2)のアの①、②、③及び⑤(第2の(99)、(102)、(103)及び(104)に関する患者情報を除く)により選定された患者定点に関するものについては、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位として、(2)のアの④及び⑤(第2の(99)、(102)、(103)及び(104)に関する患者情報のみ)により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。 イ (略) (4) (略)	イ 病原体定点 病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、病原体定点を選定する。この場合においては、次の点に留意する。 ① (略) ② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(78)、(79)、(80)、(82)、(85)、(86)及び(87)を対象感染症とすること。 ③ アの②により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点として、第2の(88)を対象感染症とすること。 ④ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の(89)及び(90)を対象感染症とすること。 ⑤ アの⑤により選定された患者定点は、全て基幹病原体定点として、第2の(96)及び(99)を対象感染症とすること。 (3) 調査単位等 ア 患者情報のうち、(2)のアの①、②、③及び⑤(第2の(97)、(100)、(101)及び(102)に関する患者情報を除く)により選定された患者定点に関するものについては、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位として、(2)のアの④及び⑤(第2の(97)、(100)、(101)及び(102)に関する患者情報のみ)た患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。 イ (略) (4) (略)

新

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症
(1) (略)

(2) 定点の選定

ア 疑似症定点

疑似症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるように考慮すること。

対象疑似症のうち、第2の(107)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を第一号疑似症定点として指定すること。

また、第2の(108)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標榜する医療機関（主として皮膚科医療を提供しているもの）を第二号疑似症定点として指定すること。

なお、各疑似症定点の数は下記の計算式を参考として算定するとともに、内科を標榜する医療機関については、第5の3(2)ア⑤に掲げる基幹定点の要件を満たす病院を2次医療圏域毎に1カ所以上含むよう考慮すること。

保健所管内人口	定点数
～3万人	3
3万人～7.5万人	4
7.5万人～12.5万人	7
12.5万人～	$7 + 6 \times (\text{人口} - 12.5 \text{万人}) / 10 \text{万人}$

(3) (略)

旧

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症
(1) (略)

(2) 定点の選定

ア 疑似症定点

疑似症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるように考慮すること。

対象疑似症のうち、第2の(105)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を第一号疑似症定点として指定すること。

また、第2の(106)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標榜する医療機関（主として皮膚科医療を提供しているもの）を第二号疑似症定点として指定すること。

なお、各疑似症定点の数は下記の計算式を参考として算定するとともに、内科を標榜する医療機関については、第5の3(2)ア⑤に掲げる基幹定点の要件を満たす病院を2次医療圏域毎に1カ所以上含むよう考慮すること。

保健所管内人口	定点数
～3万人	3
3万人～7.5万人	4
7.5万人～12.5万人	7
12.5万人～	$7 + 6 \times (\text{人口} - 12.5 \text{万人}) / 10 \text{万人}$

(3) (略)

新	旧
5 ～ 6 （略） 第 6 （略） 第 7 実施時期 この実施要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。この実施要綱の改正は、平成 1 4 年 1 1 月 1 日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成 1 5 年 1 1 月 5 日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成 1 8 年 6 月 1 2 日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成 1 8 年 1 1 月 2 2 日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成 2 0 年 1 月 1 日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成 2 0 年 5 月 1 2 日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成 2 3 年 2 月 1 日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成 2 3 年 9 月 5 日から施行する。 ただし、第 5 の 3 の（ 2 ）の②の指定については、平成 2 3 年 7 月 2 9 日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成 2 5 年 3 月 4 日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。	5 ～ 6 （略） 第 6 （略） 第 7 実施時期 この実施要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。この実施要綱の改正は、平成 1 4 年 1 1 月 1 日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成 1 5 年 1 1 月 5 日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成 1 8 年 6 月 1 2 日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成 1 8 年 1 1 月 2 2 日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成 2 0 年 1 月 1 日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成 2 0 年 5 月 1 2 日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成 2 3 年 2 月 1 日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成 2 3 年 9 月 5 日から施行する。 ただし、第 5 の 3 の（ 2 ）の②の指定については、平成 2 3 年 7 月 2 9 日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成 2 5 年 3 月 4 日から施行する。

○厚生労働省令第二十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第六項第九号及び第十二条第一項第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月七日

厚生労働大臣 田村 憲久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第十一号中「細菌性髄膜炎」の下に「（第十三号から第十五号までに該当するものを除く。以下同じ。）」を加え、同条第十三号中「水痘」を「侵襲性インフルエンザ菌感染症」に改め、同条第十四号中「髄膜炎菌性髄膜炎」を「侵襲性髄膜炎菌感染症」に改め、同条第三十四号を同条第三十六号とし、同条第十五号から第三十三号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十四号の次に次の二号を加える。

十五 侵襲性肺炎球菌感染症

十六 水痘

第四条第三項第九号中「髄膜炎菌性髄膜炎」を「侵襲性インフルエンザ菌感染症」に改め、同項中第十六号を第十八号とし、第十号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十 侵襲性髄膜炎菌感染症

十一 侵襲性肺炎球菌感染症

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に髄膜炎菌性髄膜炎と診断された患者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）

（第十二条第一項第二号の届出については、なお従前の例による。）

2 施行日前に細菌性髄膜炎と診断された患者に係る法第十四条第二項の届出については、なお従前の例による。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第一条（略） 一、十（略） 十一 細菌性髄膜炎（第十三号から第十五号までに該当するものを除く。以下同じ。） 十二（略） 十三 侵襲性インフルエンザ菌感染症 十四 侵襲性髄膜炎菌感染症 十五 侵襲性肺炎球菌感染症 十六 水痘 十七、三十六（略） 第四条（略） 2（略） 3（略） 一、八（略） 九 侵襲性インフルエンザ菌感染症 十 侵襲性髄膜炎菌感染症 十一 侵襲性肺炎球菌感染症 十二、十八（略） 4、7（略）	第一条（略） 一、十（略） 十一 細菌性髄膜炎 十二（略） 十三 水痘 十四 髄膜炎菌性髄膜炎 （新設） 十五、三十四（略） 第四条（略） 2（略） 3（略） 一、八（略） 九 髄膜炎菌性髄膜炎 （新設） （新設） 十、十六（略） 4、7（略）

省令

厚生労働省令第二十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第六項第九号及び第十二條第一項第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月七日

厚生労働大臣 田村 憲久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第十一号中「細菌性髄膜炎」の下に「（第十三号から第十五号までに該当するものを除く。以下同じ。）」を加え、同条第十三号中「水痘」を「侵襲性インフルエンザ菌感染症」に改め、同条第十四号中「髄膜炎菌性髄膜炎」を「侵襲性髄膜炎菌感染症」に改め、同条第三十四号を同条第三十六号とし、同条第十五号から第三十三号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十四号の次に次の二号を加える。

十五 侵襲性肺炎球菌感染症
十六 水痘
第四條第三項第九号中「髄膜炎菌性髄膜炎」を「侵襲性インフルエンザ菌感染症」に改め、同項中第十六号を第十八号とし、第十号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十 侵襲性髄膜炎菌感染症
十一 侵襲性肺炎球菌感染症

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日、以下「施行日」という。前に髄膜炎菌性髄膜炎と診断された患者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号、以下「法」という。）第十二條第一項第二号の届出については、なお従前の例による。

規則

2 施行日前に細菌性髄膜炎と診断された患者に係る法第十四條第二項の届出については、なお従前の例による。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一五五（特勤勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年三月七日

人事院総裁 原 恒雄

人事院規則九一五五（特勤勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一五五（特勤勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表沖縄県の項中「石垣市宇真栄里東原五九六 大阪航空局石垣空港出張所」を「石垣市盛山二二の七二 大阪航空局石垣空港出張所」に、「石垣市宇真栄里東原五九六の二」を「石垣市盛山二二の七二」に、「石垣市宇真栄里東原六六八」を「石垣市盛山二二の二八二」に改める。

別表の一の表備考第一項中「同年十一月一日」の下に「大阪航空局石垣空港出張所、那覇航空測候所石垣空港出張所及び石垣航空基地に係るものにあつては平成二十五年三月七日」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

内閣府訓令第十三号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

告示

別表「経済財政分析担当」の項中8を削り、9を8とし、10を9とし、9の次に次のように加える。
10 地域経済活性化・雇用創出臨時交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関する事。

この訓令は、平成二十五年二月二十六日から施行する。

附則

○法務省告示第三号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成二十二年法律第百二号）第九條第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に關し、平成二十五年二月二十五日付けで業務の実施の方法の変更を認定したの項の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月七日

総務大臣 新藤 義孝

法務大臣 谷垣 禎一

経済産業大臣 茂木 敏充

1 認定認証業務の名称 電子入札システム用電子認証サービス

2 認定認証業務を行う者の名称 ジャパンネット株式会社

3 認定認証業務を行う者の住所 東京都千代田区麹町一丁目4番4号

4 発行指図書名認証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数SHA-1で変換した値（16進数） D637 FEE3E 7994 7A79 E78D 770C B8A1 B131 7F87 6E9A

○法務省告示第四号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成二十二年法律第百二号）第九條第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に關し、平成二十五年二月二十五日付けで業務の用に供する設備の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四條第三項の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月七日

総務大臣 新藤 義孝

法務大臣 谷垣 禎一

経済産業大臣 茂木 敏充

1 認定認証業務の名称 NTTドコモ電子証明サービス
2 認定認証業務を行う者の名称 株式会社エヌ・ティ・エス・エム
3 認定認証業務を行う者の住所 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー
4 発行指図書名認証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数SHA-1で変換した値（16進数） F978 B83E 21CC D150 614A ED8D 31D4 ABDC 9545 A846

○法務省告示第九十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十五年三月七日

法務大臣 谷垣 禎一

住所 広島県福山市高田町3丁目4番15号 張持 昭和52年4月20日生

住所 福岡市中央区谷2丁目20番8-102号 韓治番 平成7年1月26日生

住所 岡山県北区内山下1丁目8番21-803号 孫敬会 昭和51年5月6日生

住所 東京都荒川区荒川7丁目39番4号 薛崎崎 昭和55年1月14日生

住所 東京都中央区日本橋浜町2丁目22番3号 ジャック・イー・ジェン・フンツ 昭和56年5月22日生

住所 東京都世田谷区桜丘1丁目6番8号 ウィットル・ジェレミー・アルフレッド 昭和25年8月13日生

住所 東京都狛江市東野川1丁目30番22号 吳正軍 昭和57年8月29日生

住所 千葉県船橋市夏見3丁目1番8-104号 劉志旺 昭和58年1月26日生

住所 浜松市中区和合北2丁目12番11号 ホー・タイ・クエ 昭和52年2月6日生

住所 東京都北区豊島1丁目31番6号 翁雅鳳 昭和56年11月4日生

住所 大阪府東大阪市中西1丁目7番17号 朱壽壽 昭和56年12月10日生

住所 大阪府津市島田西1丁目2番17号 高有英 昭和43年11月12日生

住所 大阪府東大阪市戎町6番16号 夫英樹 平成3年5月27日生

住所 大阪府東成区東小橋3丁目13番14号 趙小燕 昭和56年2月7日生